

十日町市土木工事検査実施要領

平成19年 3 月 16 日
十日町市訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、十日町市が発注する請負工事のうち、土木工事における検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この訓令は、十日町市が発注する土木工事の検査に適用する。ただし、工事内容により適用することが不適当と判断される場合は、この訓令によらないことができる。

(検査の方法)

第 3 条 検査は、別表 1 に掲げる書類を中心とした検査と、現地での実測、目視確認、操作等で行う検査により実施するものとし、その技術的基準は次による。

(1) 工事実施状況の検査

契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と契約図書とを対比し、別表 2 の留意事項により行う。

(2) 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表 3 の検査内容及び検査密度により現地で実測し、確認を行う。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行う。

(3) 品質の検査

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表 4 の検査内容及び検査方法により行う。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行う。

(4) 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な美観は良好か等、全般的な外観について目視、観察により行う。

(中間技術検査)

第 4 条 中間技術検査は、完了検査を補完するために工事の施工途中に行うものとし、その基準は別に定める。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(工事カルテの作成及び登録の特例)
- 2 平成24年7月9日から平成26年3月31日までの間、別表2の契約履行状況の表標準仕様書(総則)の工事カルテ作成、登録の項中「500万円」とあるのは「1,000万円」とする。

附 則 (平成24年7月9日十日町市訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この訓令による改正後の十日町市土木工事検査実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する入札に係る契約について適用し、同日前に公告した入札に係る契約については、なお従前の例による。